

令和8年度宮崎県保育士・保育所支援センター運營業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

令和8年度宮崎県保育士・保育所支援センター運營業務委託は、宮崎県保育士・保育所支援センターの運営について、より高い効果が得られる受託者を選定する必要があることから、企画提案競技（プロポーザル方式）により広く募集し、内容を評価した上で最も優れた受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和8年度宮崎県保育士・保育所支援センター運營業務委託仕様書のとおりとする。

3 契約上限額

17,440,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

また、委託料は、精算払により支払う。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1) 宮崎県内に事務所または事業所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和8年2月26日(木) |
| (2) 質問書受付期限 | 令和8年3月4日(水) 午後5時 |
| (3) 企画提案競技の参加申込書の提出期限 | 令和8年3月6日(金) 午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年3月18日(水) 午後5時 |
| (5) プレゼンテーション(ヒアリング)の実施 | 令和8年3月23日(月) |
| (6) 審査結果通知(書面) | 審査終了後速やかに行う |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技への参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年3月6日(金) 午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者に連絡すること。)

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託業務の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書(原本1部、コピー3部)

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4版とし、ページ番号を挿入する。
- ・ 委託業務実施体制及び業務スケジュールを記載すること。
- ・ 法人(団体)の概要の説明のために、パンフレット等を添付することも可能

イ 見積書(1部、コピー3部)

- ・ 見積書は任意様式とし、宛名は「宮崎県知事 河野敏嗣」とすること。
- ・ 業務委託仕様書4(1)(2)に定める項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
- ・ 企画提案書に沿った内容とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

ウ 誓約書(別紙2)(1部)

エ 業務実績書(原本1部、コピー3部)

本業務と同種の業務実績について、記載すること(任意様式)

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年3月18日(水) 午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が掲載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 質問書

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者に連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) プレゼンテーションの実施

実施日：令和8年3月23日（月）午後1時半から

場所：宮崎県庁5号館2階

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式。なお、企画提案競技参加者が1者の場合はこれを行わず、書面審査により決定するものとする。

① プレゼンテーションは、1者当たり、説明20分 質疑10分 合計30分とする。

② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

(5) 審査方法

提出された企画提案書及び関係書類の内容を、別紙の審査基準表に基づき評価を行う。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和8年3月27日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。

② 企画提案書を期限までに提出しないとき。

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。

⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき。

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(9) (8) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問い合わせ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課
幼児教育保育担当（担当 後藤）
- (3) 連絡先 電話：0985-26-7057
FAX：0985-26-3416
電子メール：kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp